

令和 7 年 1 2 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和 7 年 1 2 月 結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木曜日）
- 場 所 結城市役所 4 階 大会議室 3
- 出席委員 黒田光浩教育長
中村義明委員（教育長職務代理者）
岩崎勤委員
赤木信之委員
田中昌希委員

○教育委員会事務局

学校教育課長 福井恵一，指導課長 湯本勝洋，
生涯学習課長 斉藤高司，スポーツ振興課長 仁見剛，
学校教育課課長補佐兼小学校新設推進係長 和泉田真，
学校教育課学務係長 山口明良

1 付議案件

- （１）議案第 2 9 号 結城市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- （２）議案第 3 0 号 令和 7 年度結城市教育事務点検・評価結果報告書について

2 報告事項

- （１）報告第 1 4 号 教育長報告について

午後1時30分 開 会

事務局

本日の資料でございますが、昨日配付させていただきました定例会の会議資料一式に加えて、当日配付といたしまして3点ほど机の上に置かせていただきました。1点目が「結いパス」イングリッシュのエキスポ2025というチラシ、2つ目が教育大綱と書いたクリップ止めになっている資料です。もう一点が茨城新聞の記事、両面となっております。裏面は読売新聞の記事です。これがA4の両面で1枚。以上3点、当日配付させていただきました。不足はございませんでしょうか。

では、始める前に、結いパスの件について、指導課のほうからご連絡させていただきます。

それでは、委員の皆様方には、「結いパス」イングリッシュエキスポ2025ということで2枚、配らせていただきました。今日、市役所に行ってください際に、多目的のところに何かこうにぎやかな感じで部屋飾られているな、今日何やるんだろうなと見てくださった方もいると思うんですけども、今日はこの「結いパス」イングリッシュエキスポ2025、クリスマスバージョンで、今日はもう1時半からこちらにイベントの開催しているところでございます。それに伴いまして、本来であれば事前にご連絡できればよかったんですけども、今日ちょうど開催するというので、せっかくの機会なので、定例教育委員会が終わりましたら、帰りがけですけども、子供たちの英語の学習の様子を見ていただければなということで、今回企画させていただきましたので、お時間、お付き合いのほういただければと思います。

これに伴いまして、皆様方に先ほど配らせていただいたんですが、参加者の名札、これALTの会社のほうで作ってくださった名札です。多分、参加者だったりALTだったり、今回、小学校専科の先生方にもお手伝いいただいて、学校ぐるみで今回このイベントを進めているところでございます。

このイングリッシュキャンプについては、夏休み、冬休み、年に2回やっているんですけども、いろんなブースを回りながら英語を楽しむという形で進めているところでございます。今、東京でTGGという、多分この前、委員さん方が、県西の教育委員さん方と視察していったあの施設のちょっとミニバージョンみたいな感じで見ていただければなというふうに思います。なかなか予算がない中でも工夫した取組ということで、これからこの回数も、市役所でやるバージョンだったり、各学校で一日ずっと英語漬けにしようというイベントも今年から開催しましたので、ぜひこれ来年度、拡大バージョンで進めていきたいというふうに思います。

今日はその一端なんですけど、少しお時間のほうをいただければと思いますので、委員会が終わりましたら、私のほうで案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

続きまして、本日は1名の方から傍聴のお申込みを受け付けておりますことをご報告させていただきます。

それでは、ただいまから定例会を始めさせていただきます。

黒田教育長より開会宣言のほうをお願いいたします。

教育長

本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年12月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指定いたします。中村委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

本日の議案は2件です。

初めに、議案第29号 結城市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第29号 結城市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

事務局

それでは、資料1ページをご覧ください。

議案第29号 結城市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について。

上記議案を提出する。

令和7年12月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料は2ページから9ページとなります。それでは、結城市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

このたび地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、地方公共団体の基幹システムを令和7年度までに標準準拠システムに移行する必要があるため、同システムから発行される帳票を標準仕様に準拠した様式に改めるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

どこが変わったかというのは、これは言ってくれないの。

事務局

資料の2ページのほうになるんですけども、学区外の申請書と、裏面が許可書、次に学区外の通知書、同じように区域外の申請書、協議書、許可書、通知書という形になっております。

変更点は、大きく児童名と住所等は変わっておりませんが、結城市独自で申請書のほうを作成しておりましたので、申請書には区域外の原因を選択するような形となっておりますが、そういったものが国の統一様式ですと、申請理由を書いていただくという形になっております。

また、区域外就学についても、どちらかというと簡潔な申請書に変わったような形になっております。

以上となります。

教育長

例えば今年とか去年あたりで、この申請理由で多いものというのは、何か特出すべきものというのがありますか。

事務局 学区外就学、いわゆる結城市内で学校を変えて就学する場合には、一番多い理由ですと、両親が、今、共働きが多いので、自宅に帰ったときに看護する大人がいないということで、祖父母宅の学区内の学校に通って、祖父母宅に帰宅するという理由が一番多いかと思います。

区域外就学につきましては、こちらは市町村を越境する申請の形になります。こちらで一番理由が多いのが、将来的に結城市内に住宅を建てて引っ越す予定があるということで結城市のほうの学校に入りたいというものが多いかと思います。

以上でございます。

教育長 区域外というのはほかの市との関係で、学区外というのは結城市の中での学区ということで、その学区内で例えば絹川小学校辺りで東中学区と南中学区で、どうしても南中学区なんだけれども、東中学区に行きたいなんていうのは、その理由というのは、多いのは何なんですか。

事務局 ご質問にお答えします。

友人関係の維持ということで、こちらが一番多い理由となっております。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

すみません、先に私のほうで質問しちゃって。何かご質問等ありましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員 昨年度のこの対象、申請した児童生徒が小学校でどのぐらいいるか、中学校でどのぐらいいるかというのをちょっと教えていただきたいのと、それから、申請して、この理由では通らないという、そういうことがあったかというか、そういう事例がもしあればちょっと教えていただきたいです。

教育長 事務局。

事務局 それでは、岩崎委員のご質問にお答えします。

本年度、学区外就学のほうの申請件数ですが、小中学校の合計で58件の申請が出ております。また、岩崎委員のほうで、こういった理由では申請をお断りしたという事例なんですが、主には、一番多いのは部活動を理由で申請する方には、それだけの理由ではということでお断りした事例はございます。

以上でございます。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 そうすると、実際、申請は58件、ということは、でも、58件で、58件は受理された、最終的には受理されたということですか。

教育長 どうぞ。

事務局 58件申請していただきまして、58件の許可を行っております。先ほど私のほうで申し上げました部活動等の理由でお断りした場合には、事前の相談等で、こういった理由では申請はできませんということでお話しさせていただいております。

以上でございます。

岩崎委員

これ今回は様式が変わったということだけのお話だと思うんですが、今後、例えば小学校の児童数が少ないところで移動したいとか、多いところに行きたいとか、いろんな希望が出てくることが想定されるような気がするんですが、そうなってくると、今後もう少しケースが増えるというか、増えた場合にも、ほとんど申請すれば受理されてしまうことなんでしょうか。

教育長

福井課長。

学校教育課長

申請と許可の関係なんですけれども、今のやり方では、窓口にご相談いただいた段階で、ある程度の詳細な内容までヒアリングをさせていただきまして、許可できるものを申請していただくというような形を取らせていただいておりますので、許可にならないものというのは事前に、考えを少し変更していただくということで、保護者の方にもお話をさせていただいているところです。

岩崎委員

分かりました。

教育長

中村委員。

中村委員

関連して、今の話題の中に、部活動が理由であったときに、却下というか、ことがあったというお話でしたけれども、私がちょっと過去の経緯を振り返ってみると、逆だったような気がするんですね。部活を理由に学校を変える方向を認めてきたような気がするんですけども、間違っているかどうか分からないんですけども。それは、そういうことで私の勘違いかもしれないんですが。あとは今、部活の地域移行に関して進めていくときに、これ教育委員会として、どういう内容、理由づけで、一応相談の段階でということではお断りしたのか、よろしいですかね。

教育長

分かりますか、山口係長。

学務係長

部活動でお断りした事例についてなんですが、例えば中学校で剣道部が強いという理由でその中学校に行きたいとか、そういった理由では認めておりません。認める場合には、例えば南中にこの部活がなくて、東中にはあった場合、どうしても野球をやりたいんですけども、南中がなくて東中にあった場合には、そういった理由であれば、部活動でも認めてはいるんですけれども、3中学校に部活動が全てあって、例えばこの中学校が強いから、この中学校に行きたいという理由では、教育委員会のほうでは認めていないという形になってございます。

中村委員

それも妥当かもしれないんですけども、むしろ私はもっと柔軟に考えて、例えば強いところに行ってもっと磨きたいという、そういう子供たちの意欲、あと親の意欲というのは何か理解できるなと思うんだよね。恐らくそういうふうにやってしまうと、もともとの学区内の該当、自分が通っている中学校の部活の弱体化なり存続が問題視されるということなんでしょうけれどもね。どうなんですかね。

教育長

よろしいですか。中村委員が言ったのは本当にもっともだと思うんです

けれども、今、その部活動があるのにこっちに来るとするのは、それはやっぱりまずいと思うんです。まずくないのは、野球チームがないから、1人、2人、それを結城中学校で拠点校方針というのがあって、拠点校ということでそこに行くんだったら、全然何ら問題がない。剣道とか柔道というのは難しい。道場も入っている、道場絡みになって、おそらく東中も道場関係で、どこかの道場と一緒にやっているようなところがあると思う。そこに対して、それだけで転校するというのは、結城市としては認めていない。だったら、道場でちゃんとやってくださいね。だから、部活動というのはそこまでじゃないですよということ。

クラブチームも、認定クラブということで、認定クラブというのは、結城市で認定しているというのは、結城市内の子らだけだったら、それは認定クラブチームといって、ほかのところから、小山とか筑西とか、やっぱり強くするためにいっぱい、バレーボールとかなんかに集めてくるというのは、それは認定はしませんよ。そういうルールになっている。

なので、野球がいい例なんです。野球は3つの中学校を全部なくして一つの結城ブレイブスというチームをつくったというのは、これは全部、結城市の中学校なんで、別に転校することもなく、そのまま県西大会にも行けるんです。ベースボールクラブは認定されているので、そのまま県西大会に、結城の代表として行くことができる。

なので、今そうやって部活動で行くということは、全くそれはもう学校としてはできませんよ。そういうクラブチームとか拠点校方式の部活動とかやっているんだったら構いませんけれども、そういうような指導をしているところなんです。

だから、昔は確かに結城南中学校の男子バレーボールが強くて、結城中になかったんで、結城中の生徒が結構、南中に来ていたというのもあったんですけれども、ただ、拠点校としてやるんだたらいいんですけれども、それだけだったら、結城中にあるにもかかわらずそっちというのは、そういうような入部というのは認めていないという。ただそういうことなんで。これからもっともっとそれはもうすみ分けができてくると思うんです。

中村委員

教育長の考えは分かって、それならそれでいいと思うんだけど、その相談のときに、その方ね、該当する方、親御さんだと思うんだけど、すんなりというか、了解していただけたんですか。

教育長

どうぞ。

事務局

中村委員のご質問にお答えします。保護者の方には、こういった理由では許可はできませんとお話はさせていただきました。完全に納得するというわけではないですが、了承いただいております。

中村委員

分かりました。

教育長

赤木委員。

赤木委員

そうすると、何年か前までは結城から小山のほうに向かって中学生がだーっと動いていく、率直に言えば、小山の中学校の剣道のほうに向いてい

教育長 事務局長 赤木委員 事務局 赤木委員 事務局 赤木委員 教育長 学務係長 赤木委員 学務係長 赤木委員 学務係長 赤木委員 学務係長 赤木委員 教育長 田中委員

った子供、結構数いたんですね。今現在は。
 確認できますか。
 件数は分かりませんが、許可に関しては、小山市に行く場合、小山市が許可するような形になりますので、小山市の許可があれば、小山市の中学校に通えるという形になります。なので、例えば筑西市から結城市の学校に来たいときは、結城市の許可要件に合えば許可が出るという形です。です。結城市の方が小山市さんに行く場合は、小山市さんの許可に合えば通えるという可能性が高い。
 その場合は、例えば住所を結城市に移すとか、小山市に移すとか、そこまでやらないと認められないわけでしょう。
 そういった場合には、区域外ではなくて、就学指定校という形になると思います。結城市に転居してきて、例えば東中の学区に住めば、東中に就学することになりますので、小山に住所を移せば、小山の中学校の学区になるという形になります。区域外、学区外という申請はなくなります。
 でも、実質はそういう中で動いている保護者、児童生徒も何名かいるということですか。
 いらっしゃるとは思います。ただ、その理由で引っ越したかまでは、私のほうではちょっと把握は難しいです。
 引っ越してしまうと、就学指定校は小山市さんの学校になりますので。そこに理由は必要なくなってしまうので。
 同じ内容なんですが、理由づけで、さっき教育長さんもちらっとおっしゃったように、一時、いじめなんかで友人関係がもつれた場合には、それを理由に区域外、あるいは学区外もオーケーですよという時代がありましたよね。今、結城市ではやっぱりそれを活用してほかの学校に行っているという児童生徒はいますか。
 山口さん。
 そういった理由で区域外、学区外で就学している方はいらっしゃいます。大体おおよそどのぐらい。
 数人いらっしゃると思います。学区外のほうはちょっと把握してなくて申し訳ありません。区域外のほうは、1名いらっしゃいます。
 向こうから来ているんだ。
 はい、1名いらっしゃいます。
 結城から別の。
 他市町から結城市内の学校に通う子どもとなります。それは学校とも教育委員会とも協議済みですので、結城市で受け入れる許可をさせていただきました。
 ありがとうございます。
 田中委員、ありますか。
 ちょっとすみません。今年度、その申請の件数が58件ということで、その前とかから比べると増えているとか減っているとか、何かお話聞いて

いると減っているのかなというふうな感じは受けたんですが、分かりますか。

教育長
事務局

事務局。

田中委員のご質問にお答えします。

令和５年度から６年度、７年度にかけてですが、年々減少傾向にあります。やはり子供の数が減少しているのも一因ではないかと考えております。以上でございます。

田中委員
教育長

分かりました。

ありがとうございました。

では、なければ議案第２９号についてお諮りいたします。

議案第２９号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

教育長

ありがとうございます。

挙手満場。それでは、議案第２９号については原案どおり決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第３０号 令和７年度結城市教育事務点検・評価結果報告書について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第３０号 令和７年度結城市教育事務点検・評価結果報告書について

事務局

それでは、１１ページをご覧ください。

議案第３０号 令和７年度結城市教育事務点検・評価結果報告書について。

上記議案を提出する。

令和７年１２月２５日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

こちらの別冊になってございます令和７年度結城市教育事務点検・評価結果報告書の７ページをご覧ください。

外部評価委員の皆様から、報告書に基づき、先月１１月定例会後に委員の皆様のご意見を取りまとめさせていただきまして、教育委員会の報告書として作成したものでございます。趣旨や点検・評価の方法、活用等は９月の定例会にてご説明させていただいたところでございます。

それでは、先ほど申しました７ページをご覧ください。

点検・評価した事業は１０事業となっております。教育委員会の意見を加えた事業は、事業番号３、中学校ＩＣＴ整備推進事業で、ＩＣＴの事業を通じて取得した内容を生徒たち自身で創造し、考える力を身につけられたいとの意見がございましたので、外部評価に加え、記載させていただいております。

次に、事業番号４、外国語指導助手派遣事業で、ＡＬＴと担任教諭の連携強化を図られたいとの意見がございましたので、外部評価に加え、記載させていただいております。

次に、事業番号6、児童生徒自立支援事業で、専門職の配置、指導力、支援力の強化を図られたいとの意見がございましたので、外部評価に加え、記載させていただきました。次に、事業番号7、友好都市交流事業で、郷土愛を育む教育に努められたいとの意見がございましたので、外部評価に加え、記載させていただいております。

次に、事業番号8、地域未来塾運営事業で、生徒たちの学習意欲を高められるよう運営を強化されたいとの意見がございましたので、外部評価に加え、記載させていただきました。

次に、事業番号9、公民館運営事業で、施設利用の公平性への配慮と主催講座の拡充に努められたいとの意見がございましたので、外部評価に加え、記載させていただきました。

以上10事業のうち6事業について、教育委員会の評価を加え、4事業については外部評価のとおりとしました。また、事業の方向性については、全て外部評価のとおりとしました。再度、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この報告書については、承認をいただければ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、教育委員会として、結城市議会へ提出いたします。その後、市ホームページに掲載し、公表することとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第30号について、ご質問等ございましたらお願いします。

事務局、よろしいですか、1つだけ。

8番の地域未来塾運営で、Cが1個だけあるんだけど、これは何なのか分かりますか。

斉藤課長。

生涯学習課長

地域未来塾のCについてございますが、これにつきましては、会場を市役所でやっているというのが大きな理由になっています。要は市役所でやるということは、職員が誰か1人、夜とか、あと土曜日とかやっているんですが、半日なり、その時間内についていなければいけないというところで、ちょっとコスト面で、どうしても市の職員がいなきゃいけないというところでCとさせていただいていますが、今後につきましては、いろいろ民間の施設を使っていければということで、今年度については、英語については、情報センターの近くにありますがあいたいイングリッシュさんのほうで英語の授業はさせていただいています。来年はCではないかなというふうに考えております。

以上です。

教育長

四川地区のほうではやっていないんですか。

生涯学習課長

やってございません。

教育長

分かりました。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

では、なければ、議案第30号についてお諮りいたします。

議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第30号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、報告事項となります。

報告第14号 教育長報告について、私のほうから報告させていただきます。

◎報告第14号 教育長報告について

教育長

12ページをご覧ください。

報告第14号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和7年12月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

では、資料の13ページのほうをご覧ください。レジュメに沿って説明させていただきます。

まずは1番、学校教育活動の再点検、教員評価・学校評価・外部評価の分析ということで書かせていただきました。もういよいよ1月から、来年度に向けた学校経営、グランド・デザインの見直し、学校運営協議会との協議ということで指示しているところでございます。

2つ目です。信用失墜行為の撲滅、飲酒運転、暴言、盗撮、SNS、速度超過、情報漏えいということで、いろいろ書かせていただきました。いろんなところで出ているかと思いますが、こちらのほう、結城市のほうからそういうことがないように指導徹底していきたいと考えております。

白丸の3つです。こちらのほう、水戸市で小規模特認校充実へ、あとは、春・夏休み延長へ、これは12月13日の茨城新聞ということで、新聞紙上に出ているかと思いますが。

もう一つ、水戸市教育委員会、春休み・夏休み延長へということで、暑さ対策や新年度準備。あとは春休みというのは終わりが4月5日で、4月6日に始業式が始まるんですけれども、それで6日とか7日あたりに中学校、小学校辺りで入学式が始まると思うんですけれども。それじゃ先生方が、そこに土日が入っちゃったら、5日間の中に土日はいっちゃったら、子供たちとの教育の準備に支障が出るんじゃないか。なるほどごもっともだと思えるんですけれども、今までもずっとやってきたんですよ、そういうことを。

とにかくできるところだけでやっていきたいと思いますということで、結城市は4月1日はとにかく全部5時に退勤してください。やることはいっぱいあるんだけど、たとえ土日が入ったとしても、4月1日は、もう5時には帰りましょうということで、それは徹底していきます。

あと、追加資料ということで、この駅伝選手、水城高校がこの前の京都でやった高校駅伝17位、茨城県最高タイムで17位に入ったということで、これ結城中学校出身なんですよ。今、水城高校の2年生なんで、恐らく来年は水城高校のキャプテンで、また全国高校駅伝走るんじゃないかと思うんですけども、こういうことなんで、ぜひ一生懸命頑張っている結城出身の高校生もいるということで、載せさせていただきました。

あともう一つは、DB活用の意識低く、存在を知らぬ教育委員会もということで、過去に免許を失効してしまった、そういう人のデータベースがあるんですけども、それを活用しない、そういうのが、データベースがあることさえも知らないようなところがあるということで、山口さん、これは結城市はやっているの、やっていないの。

学務係長 データベースのほうは登録させていただいて、活用はさせていただいております。

以上でございます。

教育長 活用しています、結城市では。ここに引っかかってくる人がいないということなんです。結城市では、もうちょっと付け足し、湯本課長、何かあったら。

指導課長 今、データベース化の話になったかと思うんですけども、2023年度に国から、このデータベース化をするということで、このデータベース、どういうデータベースかというと、免許を失効した人の一覧なんです。何らかの理由で失効してしまった。大体わいせつ行為だったり、飲酒運転だったりで懲戒免職になった方々がそのデータベースに載ると。その人の名前を入れると、その人は失効していますよというのが出てくる。昔よりも決まりが明確になって、今それが厳格化されて、データベースで全国のどこの市町村でも、このデータベースを見れば、名前を入れて。そうすると、失効ありとか失効なしと。失効ありの人は、その人を採用しないと。

これは当然、国から出てきたので、県もやっているし、結城の教育委員会もやっているんで、そこはダブルチェックをして、以前にそういうわいせつ行為だったり、そういうことをやった人を採用しないというための方策の一つとしてやっているんですけども。当然このデータベースも活用しているんですが、結城の場合は、特にこの時期からなんですけれども、講師として働きたいよという人が直接、志願書とかを教育委員会に持ってきたりする場合があるんです。その場合も当然その人の名前を聞いて、当然入力して調べたりするんですけども、それと併せて、私と山口のほうできちんと面接をして、この方が結城に勤めるに、その力量があるかどうかを判断してやっていくので、ただ、人がいないから、その人を

そういう採用のほうは一切していないので、そこら辺は本当にダブルチェック、トリプルチェックで進めているところでございます。

教育長

ありがとうございます。そういうことでございます。

じゃ先に進みます。

2番、令和7年市議会第4回定例会についてです。12月3日から17日まで行われました。

あとは不登校の現状と課題ということと、あと、(3)で学校での救急車利用に伴う選定療養費ということで、全然関係ないのに救急車呼んじゃうのは、お金払ってもらいましょうということで始まったと思うんですけども、おかげさまで結城市ではそういうことはないし、そういうことがないようにきちんと学校のほうにも徹底しておりますので、今までそういうことは事例は発生しておりません。

教育福祉常任委員会、12月12日にありまして、現地調査はなかったです。

3番、ちょっと人事案件も含まれますので、4番、先にお話ししたいと思います。

行事等について。

1月7日、賀詞交歓会、どうぞよろしくお願いします。

1月10日、はたちのつどい、10時30分からかなくぼ体育館ですので、間違えないようによろしくをお願いします。

あとは、10日に茨城県立の中学校・中等教育学校の選抜試験があります、1月22日発表。今のところそれだけの人数、受験する予定であります。私立中学校は重複があるということで、変更があるかと思います。

(3) 1月11日、消防出初め式・式典、今回はアクロスが工事中ですので、9時30分からずっと駐車場でやるということで。東中の吹奏楽部がご協力いただけるということになっております。

1月21日、総合教育会議、またどうぞよろしくお願いします。

1月23日、定例教育委員会、そして1月27日、校長教務主任合同研修会ということで、こちらのほうもご参加いただければと思います。

私のほうからは以上です。何かご質問等ありましたらお願いします。 中村委員。

中村委員

確認で、これ行事日程で教育総合会議と定例教育委員会は、やはり分けてやるという。

教育長

福井課長。

学校教育課長

すみません、この場をお借りして相談させていただきたいんですけども、1月21日の総合教育会議、1月23日が定例の教育委員会ということで、この1週間に2つの会議を今予定させていただいております。事務局の案といたしましては、スケジュール調整していただくのはなかなかお忙しいところ厳しいと思いますので、1月21日の総合教育会議終了後に、1月の定例教育委員会を開催させていただければと考えているんですけれ

ども、皆さん、ご予定よろしいでしょうか。皆様がよろしければ、そのスケジュールで決めさせていただきたいと思います。

中村委員 同じにやるということでもいいんですね、今のはね。じゃお願いします。

学校教育課長 ということで、1月21日に総合教育会議終了後に定例教育会議ということで進めさせていただきたいと思いますので、ここはすみません、日程の修正のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長 どうぞよろしくお願いします。

ほかいかがでしょうか。

田中委員。

田中委員 信用失墜行為の撲滅ということで、新聞記事のほうを見させていただいて、湯本課長からお話があって、ダブルチェック等していただいているということで、本当、子供たちのため、あとはやっぱり一緒に働く先生も、そういった方が来られちゃうと、一緒に働く先生も大変だと思うので、そこは本当に今のように続けてやっていただきたいなと感じましたので、お願いします。

教育長 ありがとうございます。

ほかよろしいですか。

では、ほかになれば、報告第14号については終了させていただきます。

では、そのほかについて何かございましたらお願いします。

◎その他

学校教育課長 今後の予定についてご連絡させていただきます。

先ほどの説明と重複するんですが、1月につきましては、1月21日に総合教育会議、終了後に1月の定例会を開催させていただきます。1月23日は日程はなしということでお願いいたします。

2月につきましては、2月25日に定例会のほうを開催させていただきます。

加えましてなんですけれども、こちら次第等には記載がないんですが、何点かスケジュールのご連絡をさせていただきます。

初めに、3月なんですけれども、3月12日の3時半から臨時の教育委員会を予定しておりますので、皆様、日程のほうを調整をお願いします。3月12日の午後3時半に臨時教育委員会の予定です。

もう一点なんですけれども、令和7年度の卒業式と令和8年度の入学式についてでございます。

令和7年度の卒業式、中学校が3月10日を予定しております。小学校は3月19日になります。卒業式は3月10日が中学校、3月19が小学校でございます。

入学式につきましては、4月6日が中学校、4月7日が小学校を予定しております。4月6日が中学校の入学式、4月7日が小学校の入学式の予定でございます。

こちら小学校につきましては、教育委員の皆様にもご出席をお願いする部分がございますので、詳細な日程につきましては、また1月の定例会のときにご連絡をさせていただきます。

日程については以上でございます。

教育長

それでは、以上で教育委員会12月定例会を終了させていただく前に、湯本課長。

学校教育課長

すみません。先日配らせていただいた資料の中に、小さい封筒のほうに1月27日の、先ほど教育長からも予定にありました校長教務主任等合同研修会の予定をご案内させていただいたところがございます。まだ1か月ぐらいあるんですけども、また事前に、1週間ぐらい前になりましたら、また委員さん方のご都合をお電話にて聞かせていただければと思いますので、もしご予約がつけばご参加のほうをよろしく願いしたいと思います。1月27でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

どうぞよろしくお願いいたします。

和泉田さん。

課長補佐兼小学校新設推進係長

それでは、その他の事項で皆様にご説明したい事項がございますので、よろしくお願いいたします。

結城市教育大綱と結城市教育についてご説明いたします。

資料につきましては、クリップ止めになっているものになります。

1枚目をご覧ください。

結城市教育大綱、こちらは令和3年3月に策定したものでございます。令和2年度に開催いたしました結城市総合教育会議におきまして、第6次結城市総合計画をもって、本市の教育大綱に代えるものいたしました。令和3年3月に策定をいたしております。

なお、この総合計画におきましては、教育に係る部分が教育大綱ということになっております。

下をご覧くださいますと、まず基本目標として、未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう、こちらが基本目標になってございます。

施策としては4つございまして、地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり、生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造、誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進、この3つが教育委員会が所管する部門でございます。

4番目の多様性を尊重し合える社会づくり、こちらにつきましては、企画、人権推進部門が所管する部分でございます。

もう一枚見ていただきまして、A4の1枚の資料になります。

結城市教育大綱及び結城市教育基本計画ということで、まずちょっと定義について改めてご説明したいと思います。

教育大綱とはということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、策定が義務づけられているものになります。こちらは、総合計

画をもって教育大綱とすることで、その計画期間につきましては、合わせて令和12年までの期間となっております。

教育振興基本計画につきましては、教育基本法に基づき策定が努力義務となっているものでございます。いわゆる目標値を定めた実施計画に当たるもので、本市におきましては、第6次結城市総合計画基本計画を結城市振興基本計画といたしております。

なお、現在は令和8年度から12年度までの5か年の計画期間とする後期基本計画策定を進めているところでございます。

なお、この後期基本計画（案）なんですけれども、12月5日から1月4日までの期間でパブリックコメントを実施しております。

続きまして、大綱に関する文部科学省の考え方でございますが、市の最上位計画である結城市総合計画をもって、結城市教育大綱とすることとした根拠になることがこちら書かれております。この県の教育大綱の考え方と市の考え方が同様になっているといった、文章になってございます。

続きまして、先ほど申し上げましたパブリックコメント、こちら、教育に係る部分だけ抜粋をさせていただいております。

めくっていただきまして、ちょっと抜粋版なのでページが飛んでいるんですけれども、92ページになります。

上段のところに未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そうということで、こちらが大きな目標になってございます。

4-1ということで、こちらが基本施策、先ほど言った4つございまして、まず4-1としましては、地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境をつくるということで、こちらが学校教育部のほうになります。

これからちょっと説明させていただくのは、改定に当たりまして、新規の文言ですとか、これから力を入れていく部分についてご説明いたします。

現状と課題というところの中段部分になります。学習指導要領に基づき個別具体的な学び、それから共同的な学びといったものが出てまいります。

1つ下に下がりますと、誰ひとり取り残すことないインクルーシブ教育、こういったものの充実を図っていくということが新しく文言として追加をさせていただきました。

下段のほうになるんですけれども、コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度については、さらに進展をさせて、地域と共にある学校づくりを目指していくということで、目標立てをしております。

続きまして、93ページになります。

こちら基本方針のところで、黒ポチがありまして、一番上の黒ポチの3行目ですかね。学校の現場においては、ふるさと学習、英語学習、プログラミング学習などの特色ある教育活動を柱に添えてということで、こちらに関しましては、学校の統合、そういったものに関わる結城市全体で、こちらの三本柱で教育を進めていくということで、明確に明文化させていただきました。

上から3つ目の黒ボチのところですが、こちらが学校統合の話となってくるんですが、結城市学校適正配置等に関する方針に基づき、学校の統廃合、それから新設校の設置、それと学区再編、通学区域の見直し、こういったものが児童生徒数の平準化を図って適正な学校規模を目指して運営をしていくということが書かれております。

その下の黒ボチで学校給食について触れてございまして、新しい文言としましては、有機食材の活用というふうな文言が出てまいります。

それから一番下のところで、返還免除型の奨学金制度の活用ということで、こちらにつきましては、移住・定住の促進も目指してまいります。地域、地方創生、それから人口減少対策に寄与する制度を設定してございます。

続きまして、94ページになります。

こちら4番の施策体系、施策が目指す姿、こちらは個別の施策になっております。学校教育部のほうでは3つの柱がありまして、学校教育の充実、それから安心して学べる学校づくりの推進、3番目として魅力ある教育の推進としてございます。

1番目の学校教育の充実のところで、またというところで、学力などの認知能力に加え、自立性や協調性などの非認知能力ということで、このような新しい文言として追加をされております。

それから、今度、施策ごとの事業につきましては、95ページから97ページまでになっております。令和15年度の目標値を定めて進行管理を行ってまいります。

次は、91ページをご覧ください。

4-2ということで、生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造ということで、こちらを基本施策としております。

現状として書かれているところで、中段辺りになろうと思うんですけれども、文化センターアクロスは、令和6年度から特定天井等の改修工事を行いということで、こちらは今現状のことが書かれております。

それから、99ページになります。

4の施策体系、施策が目指す姿ということで、こちら4つありますが、そのうちの1番目、自ら学ぶ機会と地域教育体制の充実という、こちらが前の総合計画から一本化をしておりますので、こちら4つの施策となっております。

続いて103ページになります。

これは4-3です。誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進ということで、スポーツ・レクリエーションになります。

こちらの課題として、一番下の行、最後の行になりますが、またということで、中学校生徒の活動ということで地域展開が現在進められておりますけれども、指導者の確保や実施体制の整備、そういったものが新たな課題となっておるということで、記載のほうをさせていただいております。

続きまして、１０４ページです。お開きいただきますと、個別の施策が２つございます。この施策の事業につきましては、１０５ページ、１０６ページになりますので、後でご覧ください。

続きまして、２０７ページになります。

こちらは４－４ということで、多様性を尊重し合える社会づくりということで、主には人権推進課、それから企画政策課の所管になってございますが、事業としましては、１０９ページの人権教育の推進事業、それから１１０ページの友好都市交流事業、こちらが生涯学習課の所管事業になってございます。説明のほうは以上になります。

教育長

じゃいろいろありがとうございました。後でまたね、詳しく読んでいただければと思います。

では、１２月の定例会、これで終わりにします。ありがとうございました。

午後３時００分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員